

水道料金滞納の提訴について

【被告情報】

被告	食品製造卸売り業	A社（昭和49年頃使用開始）
	食品製造卸売り業	A社 社長本人
	食品製造卸売り業	B社（平成18年設立）
未納調定	①平成22年10月～平成22年12月調定（	2調定）
	②平成23年 8月～平成26年 4月調定（	17調定）
	③平成27年10月～平成28年 6月調定（	5調定）
	④平成29年 2月～平成29年 6月調定（	3調定）
未納額	①水道料金	1,479,053 円
	②水道料金	13,254,531 円
	③水道料金	1,867,599 円
	④水道料金	1,290,769 円
水道料金計		17,891,952 円 （合計 27 調定）

提訴後の平成30年10月分から名義変更までの間の水道料金の未納額を追加請求		
	408,324 円	（3 調定）
請求額合計	18,300,276 円	（合計 30 調定）

【経緯】

- 1 昭和49年ころ開栓
- 2 平成21年ごろ井戸水に異常が発生，上水道に切り替え
- 3 平成22年以降たびたび漏水が発生，一調定が百数十万円という状況になる
- 4 早急に漏水修繕をするよう指導，未納額増加
- 5 分納制約を交わし，毎月面接を行い，状況把握を行っていた
- 6 平成28年6月にて3回目の分納誓約の期限が満了，新規分納制約の条件を拒否されたため時効発生
- 8 平成30年6月で大半の債権が時効満了となるため，時効前の昨年平成30年5月17日に東京地方裁判所に提訴した
- 9 現在までに，3回の口頭弁論及び5回の弁論準備手続きを行っている

水道法改正に伴う条例改正について

(指定給水装置工事事業者制度)

【平成８年以前】

柏市内に事業所がないと指定を受けられなかった。

【平成８年】

水道法改正により、全国どこの事業所でも国の指定の要件を満たせば柏市の指定給水装置工事事業者となれる。

しかし、指定の有効期限がないため、業者からの申し出が無い限り、廃止、休止の状況の確認が取れず、その実態を把握することが困難であった。

【平成３０年】

水道法改正によりこの指定給水装置工事事業者制度に５年ごとの更新制度が導入された。

【今後すべきこと】

１ ２月議会にて条例の改正等を行う予定